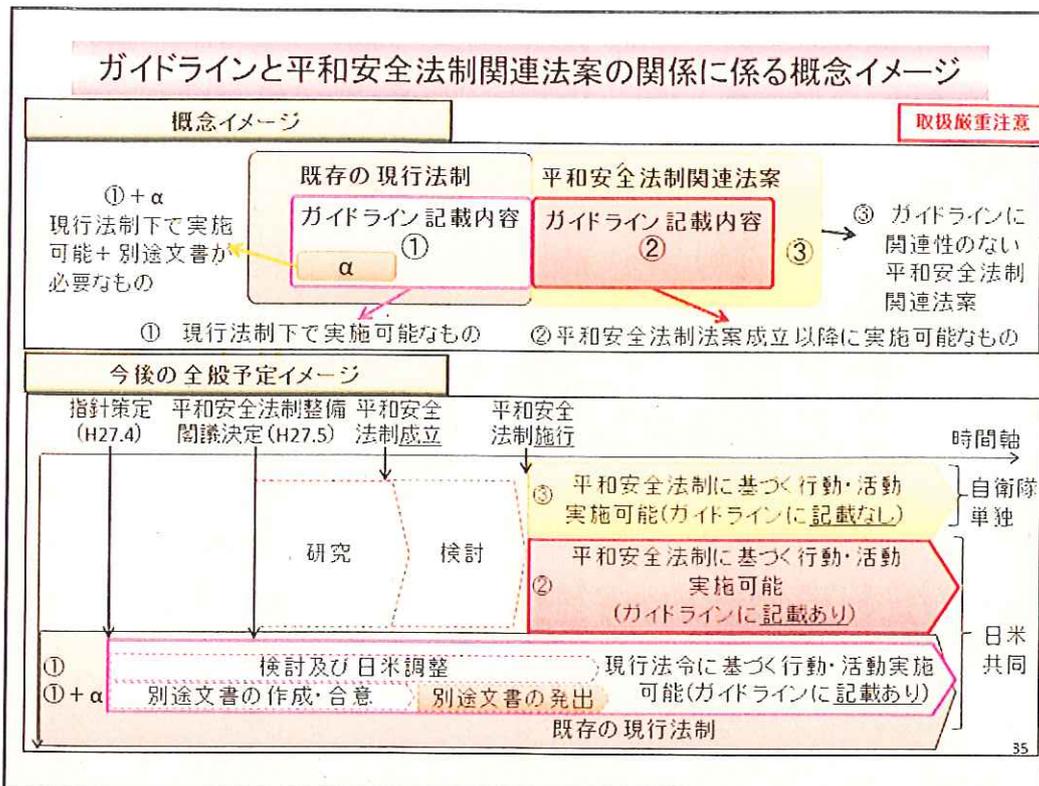


「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)
及び
平和安全法制関連法案について





- これまで説明させていただいたガイドラインと平和安全法制整備に関し、その両者の関係について概念イメージをご説明します。
 - 画面上段の概念イメージをご覧ください。これまでご説明したとおり、ガイドラインの記載内容については、画面青線部分①のとおり、既存の現行法制で実施可能なものと、画面赤線部分②のとおり、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています。
 - また、既存の現行法制で実施可能なものの中でも、実際に実施するために、画面①+αに示すように、手続き上、別途、日米間でSDC文書と言われる文書の発出が必要なものもあります。さらには、画面③のようにガイドラインとは直接関係のない法制もあります。
 - ①から③についての今後の予定については、画面下段に示すとおりであり、①の既存の現行法制下で実施可能なものは、日米間で具体的な調整等を進めた上で実施することを考えております。
 - また、②の平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものについては、法制が成立し、施行されて以降、速やかに実施できるよう準備する必要があると考えております。
 - さらに、③のガイドラインに関連性のない平和安全法制関連法案については、法制が成立した以降、速やかに実施できるように準備する必要があると考えております。
 - ガイドラインに記載のある①及び②は日米共同に関する内容、③のようにガイドラインに関係のない平和安全法制は、自衛隊単独による活動・行動となります。
- (120秒) (計28分30秒)

<参考:①~③の具体例>

- ・ ①の例(既存の現行法制で実施可能なもの)
 - 「平時からの協力措置」における「訓練・演習」
(あくまでも現行法制下の枠組みにおいて、既存の日米共同訓練の訓練内容を充実させることは差支えない)
- ・ ①+αの一例
同盟調整メカニズム
- ・ ②の例(平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるもの)
 - 「平時からの協力措置」における「アセット(装備品等)の防護」
 - 「存立危機事態」に関連する第4章D節の「日本以外の国に対する武力攻撃への対処」
- ・ ③の例(ガイドラインに関連性のない平和安全法制)
 - 捕虜取扱い法や国家安全保障会議設置法の改正

ガイドライン及び平和安全法制関連法案
を受けた今後の方向性

- 次に運用部から、ガイドライン及び平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性について説明します。

(10秒)

Ⅲ. 強化された同盟内の調整

～ Strengthened Alliance Coordination (ACM)～

A 同盟調整メカニズム

- 武力攻撃事態等において運用される調整メカニズム(BCM)から、平時から利用可能な常設の同盟調整メカニズム(ACM)へ変更
- 運用面の調整を実施する軍軍間の調整所(ACM内に設置)の運用要領の検討

B 強化された運用面の調整

軍軍間の調整所への要員の派遣等を含む日米間調整の検討

C 共同計画の策定

- 「計画検討」から「計画策定」へ変更→日米共同計画の存在を対外的に明示
- 共同計画策定メカニズム(BPM)を通じた「共同計画の策定」

41

- まず第三章「強化された同盟内の調整」について説明します。
最大の焦点は「同盟調整メカニズム」及び「共同計画策定メカニズム」の設置です。
- まず、A「同盟調整メカニズム」につきまして、
現行においては武力攻撃事態等でBCMとして運用されるようになっていますが、今回のガイドラインにおいては、平時から利用可能な常設のACMとなります。
- なお、常設とは、「人の常駐」を意味しません。
- このACM内には、運用面の調整を実施する軍軍間の調整所が設置される予定であり、同調整所の運用要領について検討することが必要です。
- 次に、B「強化された運用面の調整」につきまして、先にも述べましたがACM内に軍軍間の調整所が設置されることから、平素からの連携強化を踏まえ、要員派遣等について検討が必要です。
- さらに、C「共同計画の策定」につきまして、
これまでは日米共同計画については「検討」と位置付けされていたことから、共同計画の存在は対外的には明示されていませんでしたが、
今後は共同計画の「策定」と位置付けられ、日米共同計画の存在を対外的に明示することとなります。
これは、抑止の面で極めて重要な意義を有するものとなります。
- また、今までの「包括メカニズム」という枠組みでの「計画検討」から、「共同計画策定メカニズム」という枠組みになり、統幕が主管となって「計画策定」を行うこととなります。

(1分30秒)

ガイドライン及び平和安全法制に基づく主要検討事項

取扱注意

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保 ～ Seamlessly Ensuring Japan's Peace and Security ～

A 平時からの協力措置

【平素】

情報収集、警戒監視及び偵察

- 東シナ海等における共同ISRのより一層の推進
- 南シナ海に対する関与のあり方について検討

アセットの防護

- 平素における米軍等の防護対象及び武器使用権限の整理
- 武器使用に係る手続きの具体化(ROEの策定等)

42

- 次に第IV章「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」について説明します。第IV章は、「平素」、「重要影響事態」、「武力攻撃事態等」、「存立危機事態」の4つに区分されます。
- まず、「平素」であるA「平時からの協力措置」につきましては、2つの主要な検討があると認識しており、1つは「情報収集、警戒監視及び偵察」、2つ目は「アセットの防護」です。
- 「情報収集、警戒監視及び偵察」につきましては、東シナ海、日本海等に関しては、各情報収集メカニズムを活用し、共同ISRのより一層の推進に努めます。南シナ海については、今後、WG等を活用し、関与のあり方について検討していきます。
- 次に、「アセットの防護」につきましては、今までは我が国の防衛に資するアセットの防護は武力攻撃事態のみ可能でしたが、新たな法制では、平素においてもアセット防護が可能となる可能性があります。自衛隊員が武器等防護のための武器使用が可能となる場面及び武器使用に係る細部事項について具体化し、関連規則並びにROE等の整備を行うことが必要と認識しています。

(1分20秒)

【参考資料】

新設予定の自衛隊法第95条の2の適用により、訓練・演習中を含め我が国の防衛に資する活動に従事している場合における他国の軍隊を含む米軍等を防護することが可能となる。

政府が提示する「我が国の防衛に資する活動」の例

- 重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動
- 我が国の防衛に資する情報収集・警戒監視活動
- 我が国を防衛するために必要な能力向上のための共同訓練

国際的な平和協力活動

国連PKO(UNMISS)

- 法律改正に伴い、「他国軍隊要員との宿営地の共同防衛」が実施可能になるとともに「駆け付け警護」等がUNMISS派遣施設隊の業務として追加される可能性あり
- 武器使用の権限については、「宿営地の共同防衛」は『自己保存型』、「駆け付け警護」は『任務遂行型』の武器使用



「宿営地の共同防衛」及び「駆け付け警護」を行う可能性があることから、「通達等の改正」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要あり

47

- 次に国際的な平和協力活動について説明します。
- 本法律改正案では、国連PKO等において、「他国軍隊要員との宿営地の共同防衛」が実施可能になるとともに、「駆け付け警護」等がUNMISS派遣施設隊の業務に追加される可能性があります。
- 武器使用の権限については、「宿営地の共同防衛」は『自己保存型』、「駆け付け警護」は『任務遂行型』の武器使用となります。
- 従って、「宿営地の共同防衛」及び「駆け付け警護」を行う可能性があることから、今後、「通達等の改正」及び「教育訓練に反映すべき事項の研究」を実施する必要があります。

(50秒)

【参考資料】

- 「自己保存型」と「任務遂行型」の武器使用権限の違い
 - ・ 自己保存型： 自己の生命又は身体を守るためのものであり、どのような場面でも憲法第9条との関係で問題にならないため、どのような場面でも権限として行使できる。
 - ・ 任務遂行型： 自己保存型を超えるものであり、国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして存在しない条件下でしか認められない。
- 「駆け付け警護」又は「宿営地の共同防衛」と武器使用権限の関係
 - ・ 駆け付け警護： 『業務』であり、その業務に必要な武器使用権限として『任務遂行型の武器使用』を付与している。
 - ・ 宿営地の共同防衛： 『権限』であり、自己を防衛するために武器を使用できるのと同じく、『自己保存型の武器使用』として宿営地を共同で防衛するために武器を使用できるものである。つまり、宿営地が宿営地内に所在する者にとってのいわば最後の拠点となり、また、最後の拠点である宿営地を防護する武装した要員は、いわば相互に身を委ねあつて対処する関係にあるといった特殊な事情が存在するために『自己保存型の武器使用』として整理される。

